

日医発第 874 号（健Ⅱ）（地域）（健Ⅰ）
令和 4 年 8 月 5 日

都道府県医師会長 殿
郡市区医師会長 殿

公益社団法人 日本医師会
会長 松本 吉郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の
取得に対する配慮に関して

今般、新型コロナウイルス感染症の急拡大による医療のひっ迫を回避し、医療機関や保健所が重症化リスクのある方への対応を確実に行うことができるよう、後藤茂之厚生労働大臣より本会に対し、標記の周知方依頼がありました。

本件は、職場や学校等において従業員や生徒等が新型コロナウイルス感染症の患者又は濃厚接触者となった際、療養又は待機の開始・終了時に、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類等は求められていないことについて、改めて情報提供するものです。

また、やむを得ず証明を求める必要がある場合にあっては、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等や、自ら My HER-SYS で取得した療養証明書（ログイン後、ただちに取得可能。別添参照）等により、確認を行うこととされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、会員に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本件については、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、経済同友会等の経済団体に対しても、周知依頼がなされていることについて、申し添えます。

(参考)

病床、診療・検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応

(2022 年 7 月 29 日新型コロナウイルス感染症対策本部)

https://corona.go.jp/omicron_ba5/pdf/omicron_ba5_kaihinimuketataiou_20220729.pdf

令和4年8月2日

公益社団法人日本医師会会長 殿

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に
対する配慮に関して

日頃より、新型コロナウイルス感染症対策に格別の御理解・御配意を賜りまして、厚く御礼申し上げます。新型コロナウイルス感染症については、新規感染者数が全国的にこれまでで最も高い感染レベルを更新し続けており、全ての都道府県で前回の感染拡大を大きく超え、急速な感染拡大が継続しています。現在主流となり、置き換わったと推定されるオミクロン株の BA.5 系統は、感染者数がより増加しやすいことが示唆され、免疫逃避が懸念されるため、感染者数の増加要因となりえます。多くの地域で新規感染者数の増加が続くこと、あるいは少なくとも横ばいが見込まれ、また全国的には今後過去最多を更新していくことも予測されるため、医療提供体制への影響も含め最大限の警戒感をもって注視していく必要があります。

こうした中で、本年7月29日に新型コロナウイルス感染症対策本部において「病床、診療・検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応」を決定し、医療のひっ迫を回避するための対策を確実に実施していくこととなりました。

貴団体におかれましては、これまで新型コロナウイルス感染症に係る当省からの度重なるお願いについて、その趣旨を御理解いただき、都道府県医師会等への周知啓発にご尽力をいただいたところですが、直近の感染状況等に鑑み、医療機関や保健所が重症化リスクのある方への対応を確実に行うことができるよう、以下の点について、改めて都道府県医師会等に対して、広く周知啓発いただけますようお願い申し上げます。

記

- 一 従業員又は生徒等（以下、「従業員等」という。）が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないこと。

やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、真に必要な限り、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等や、自ら My HER-SYS で取得した療養証明書（ログイン後、ただちに取得可能。別添参照）等により、確認を行うこと。

二 従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養期間（※）が経過した後に、改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該従業員等が職場や学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

※ 有症状の場合は 10 日間、無症状の場合は 7 日間。

三 従業員等が保健所から新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者と認定され、待機期間が経過した後に、職場又は学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

ただし、当該従業員等が抗原定性検査キットによる検査により待機期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。

四 従業員等以外の者（顧客や来訪者などを想定）に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、可能な限り、自ら My HER-SYS で取得した療養証明書（感染していることを確認する場合に限る）や抗原定性検査キットにより自ら検査した結果等で確認を求めるとし、真に必要な限り、医療機関や保健所から発行された療養証明書（紙）の提出を求めないこと。

※ 今般の急速な感染拡大の中、当面の間、保健所等における療養証明書の申請の受付を一時中止し、地域の感染状況に応じて業務を再開することとして差し支えない取扱としている。

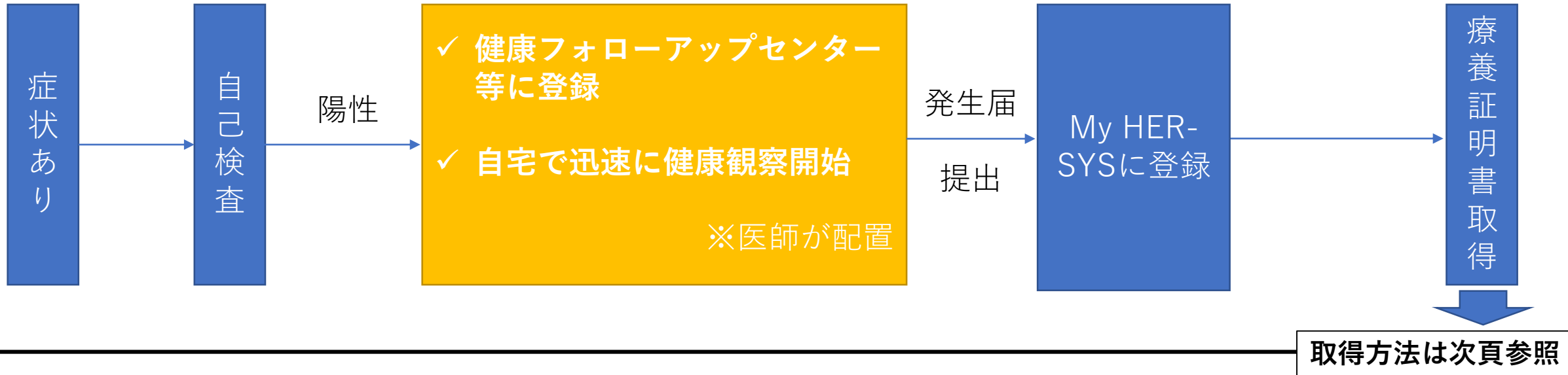
厚 生 労 働 大 臣

後藤 茂之

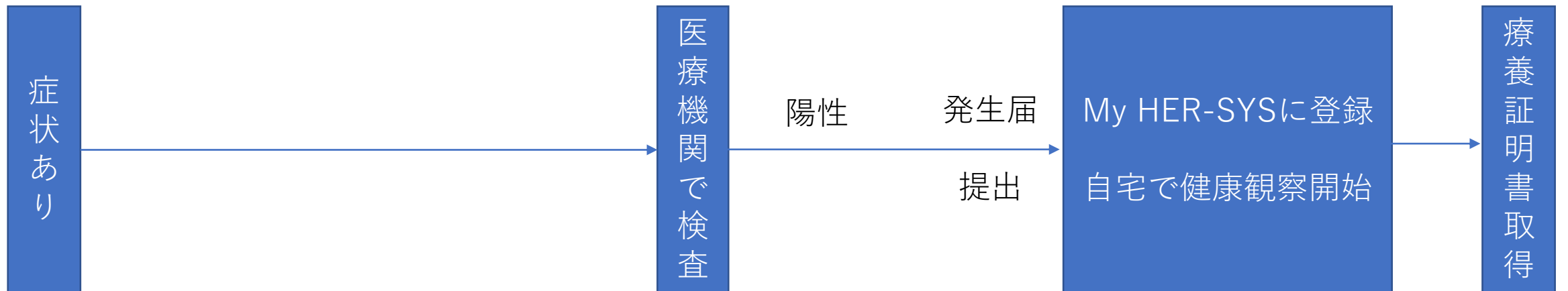
有症状者が陽性となった場合の流れ（軽症者・自宅療養）

1. 医療機関を受診せず健康フォローアップセンターを活用する場合

千葉県、東京都（検討中）、神奈川県、大阪府（検討中）、沖縄県 ※順次実施されるため、自治体の最新の情報をご確認下さい。



2. 医療機関を受診する場合



My HER-SYSで療養証明書を表示する場合の方法

～検査を実施し自治体の健康フォローアップセンター等で感染者として登録された方が表示されます～

①



厚労省コロナ感染者等
状況把握・管理システム

ログイン

ユーザー登録がお済の方はこちらから

電子メールアドレス

パスワード

[パスワードを忘れた場合](#)

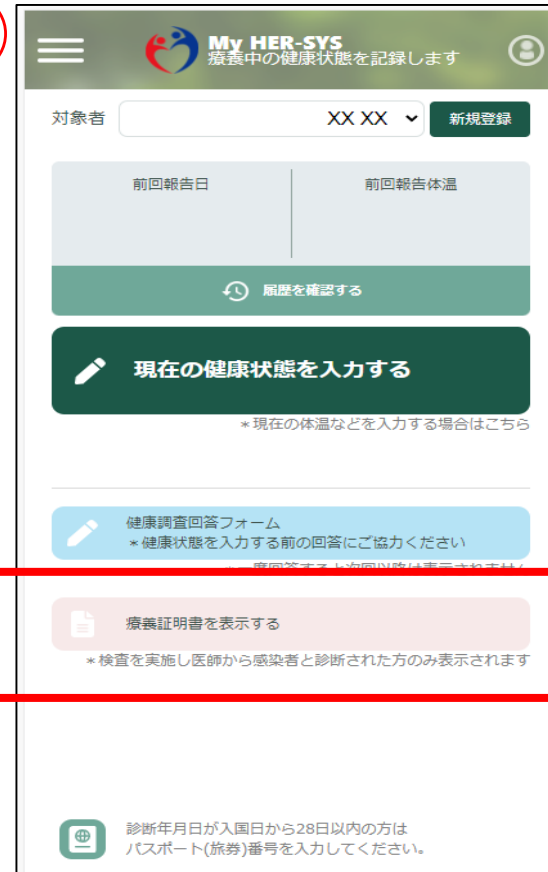
ログイン

初めての方はこちらから

新規登録

①メールアドレスとパスワードを入力し、My HER-SYSにログイン。
新規登録がお済みではない方は
新規登録からご利用ください。

②



My HER-SYS
療養中の健康状態を記録します

対象者 [新規登録](#)

前回報告日 前回報告体温

[履歴を確認する](#)

[現在の健康状態を入力する](#)
*現在の体温などを入力する場合はこちら

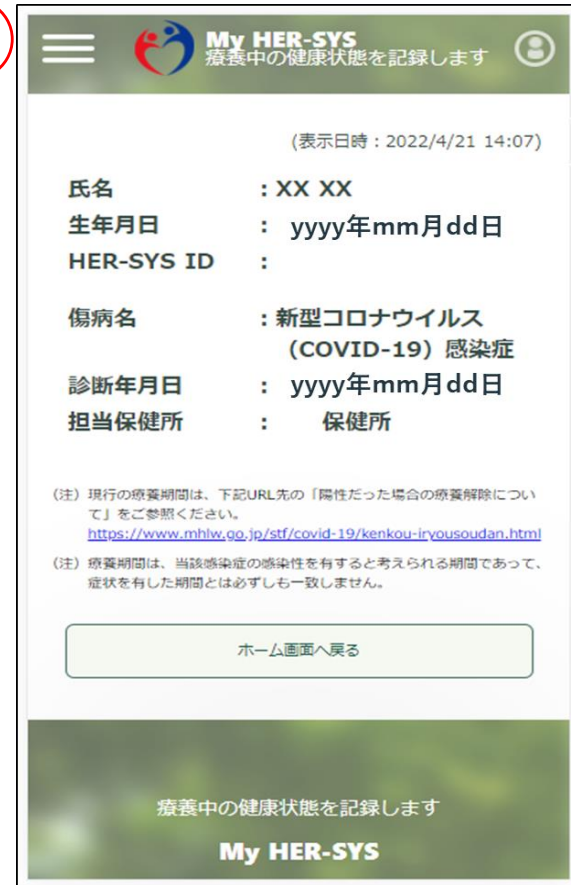
[健康調査回答フォーム](#)
*健康状態を入力する前の回答にご協力ください

[療養証明書を表示する](#)
*検査を実施し医師から感染者と診断された方のみ表示されます

診断年月日が入国日から28日以内の方は
パスポート(旅券)番号を入力してください。

②対象者が療養証明書を表示したい方の
名前になっているかを確認し、
「**療養証明書を表示する**」をクリック。
※日本語以外の言語には対応していません。

③



My HER-SYS
療養中の健康状態を記録します

(表示日時: 2022/4/21 14:07)

氏名 : XX XX

生年月日 : yyyy年mm月dd日

HER-SYS ID :

傷病名 : 新型コロナウイルス
(COVID-19) 感染症

診断年月日 : yyyy年mm月dd日

担当保健所 : 保健所

(注) 現行の療養期間は、下記URL先の「陽性だった場合の療養解除について」をご参照ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kenkou-iryousoudan.html>

(注) 療養期間は、当該感染症の感染性を有すると考えられる期間であって、
症状を有した期間とは必ずしも一致しません。

[ホーム画面へ戻る](#)

療養中の健康状態を記録します

My HER-SYS

③療養証明書が表示されます。
内容を確認し、不明点等ある場合は
担当保健所までお問い合わせください。

My HER-SYSで取得した療養証明書のサンプル

自宅等で療養を開始する際に事業所等から検査の結果を証明する書類の提出を求められた場合は、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類ではなく、本証明書を活用していただくようお願いします。

3



My HER-SYS

療養中の健康状態を記録します



(表示日時 : 2022/4/21 14:07)

氏名 : XX XX

生年月日 : yyyy年mm月dd日

HER-SYS ID :

傷病名 : 新型コロナウイルス
(COVID-19) 感染症

診断年月日 : yyyy年mm月dd日

担当保健所 : 保健所

(注) 現行の療養期間は、下記URL先の「陽性だった場合の療養解除について」をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kenkou-iryousoudan.html>

(注) 療養期間は、当該感染症の感染性を有すると考えられる期間であって、症状を有した期間とは必ずしも一致しません。

ホーム画面へ戻る

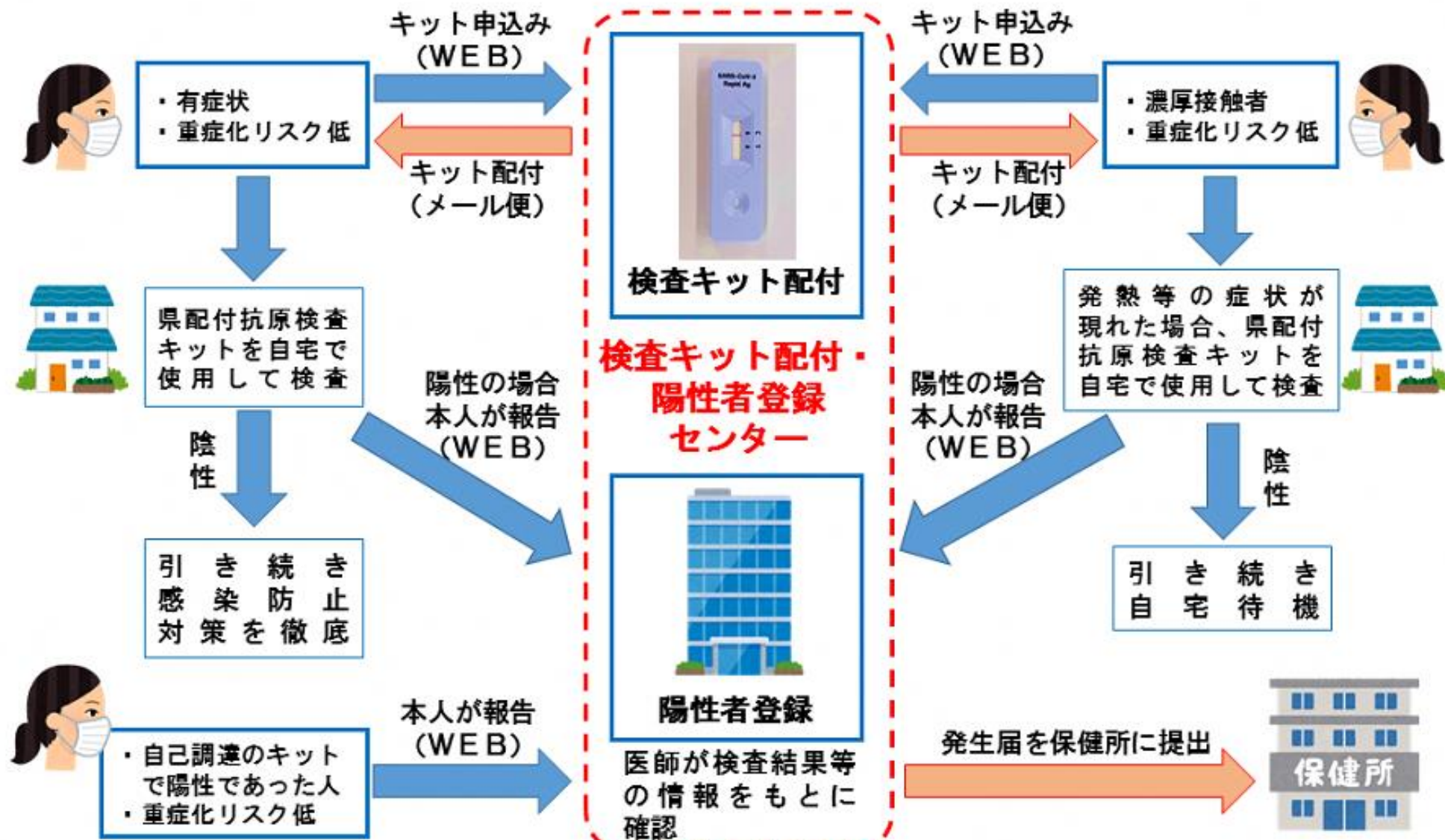
療養中の健康状態を記録します

My HER-SYS

参 考 資 料

(健康フォローアップセンターを活用した事例)

検査・登録等のスキーム図（概略）



有症状者への検査キット配布について

- ✓ 現在実施中の濃厚接触者への抗原定性検査キット配布について、
配布対象を有症状者に拡大し、発熱外来受診前などに自ら検査を実施
- ✓ 感染拡大に伴う検査・受診の集中を緩和し、有症状者の検査機会を確保
- ✓ 8月1日受付開始、当初は20代から開始し、順次拡大

概要



①WEBサイト
にて申込

②自宅へ配送

※医療機関での検査キット配布も
実施（調整中）

無症状の濃厚接触者

③有症状時に自宅で検査

新規

有症状者
(20代の方)



③自宅で検査

陽性

診療・検査医療機関
(オンライン診療含む)

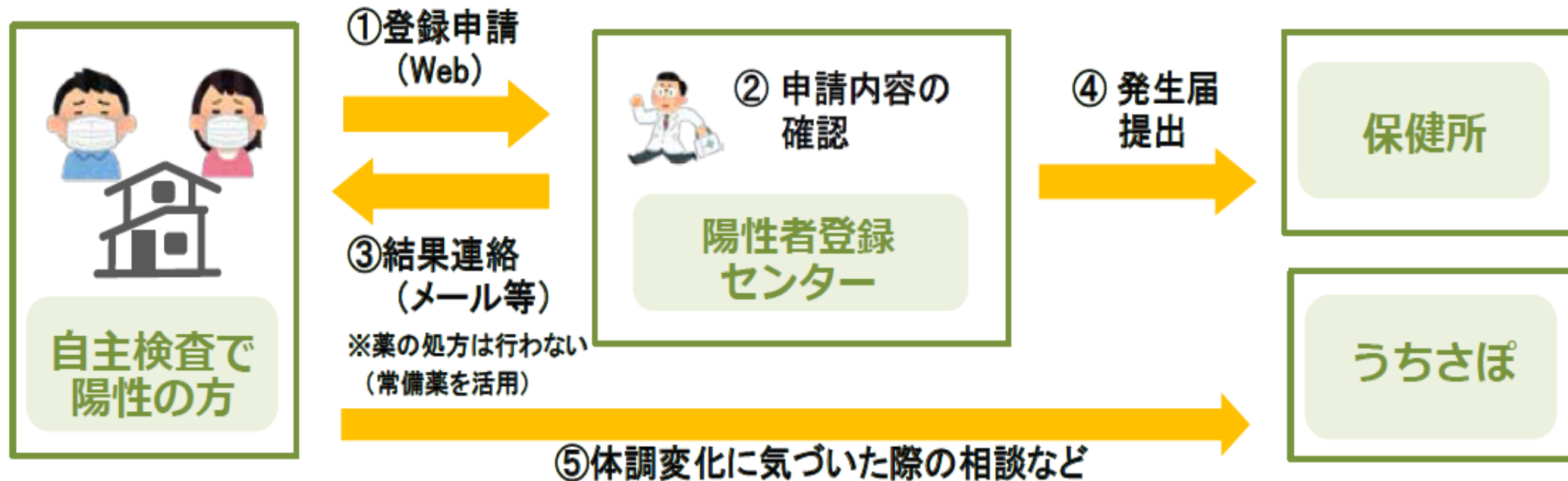
新規

陽性者登録
センター

陽性者登録センターの設置について

発熱外来等の負荷軽減及び迅速な陽性判定が可能となる体制を構築

- 自宅等での自主検査で陽性が判明した方が、陽性者登録センターに申請
- 同センターが発生届を提出し、うちさぽ東京が健康観察をサポート
- 8月3日開始、当初は20代（重症化リスクなし）から開始し、順次拡大





神奈川県

新型コロナウイルス感染症に感染された方は 「自主療養届出制度」を選べます

2022年7月時点で、再び新型コロナウイルスの県内での感染が広がっています。若い方や基礎疾患のない方は重症化の可能性が低いことが分かってきた一方、重症化リスクが高いとされる高齢者への感染が徐々に広がっていることから、限られた医療資源をリスクの高い方へ重点的に提供したいと考えております。そこで、重症化リスクの低い方で抗原検査キットや無料検査で陽性が判明した場合は、医療機関の診断を待たずに、自ら療養を行い県の健康観察のアシストを受けるシステムを構築しました。ご理解、ご協力をお願い致します。

自主療養の詳細はこちら



医療機関を受診せずに療養開始



健康観察をシステムがアシスト



自主療養を証明する書類を発行*

* お勤め先や学校等に療養開始を証明する「自主療養届」と、一部の民間保険会社の保険金請求に使う「療養証明書（自主療養専用）」を発行できます。

自主療養は簡単3ステップ

- 1 自主療養届出システムにアクセス
- 2 Webフォームに必要事項を記入
- 3 入力したその日から自主療養を開始

自主療養中は、LINE等による健康観察を受けます。体調が悪化した場合は療養開始時にお伝えする連絡先にご相談ください。

自主療養の対象者は、2歳～39歳の方や40歳から64歳までで重症化リスク因子*がない方で、妊娠していない方です。
対象とならない方は、医療機関を受診して医師の診断を受けてください。

*重症化リスク因子_慢性呼吸器疾患、糖尿病、慢性腎臓病、肥満（BMI30以上）、免疫低下状態、悪性腫瘍、ワクチン2回接種を終えていない、心血管疾患、肝硬変を指します

大規模感染による発熱外来ひっ迫時における診療・検査医療機関受診対象重点化について

検査・発熱外来体制の現状

- 診療・検査医療機関数の増加(5月10日時点2,439施設→7月19日時点2,663施設)を図っているものの、医療機関における検査キャパシティの限界に近い状況
 <参考> 第6波における最大検査数:約36,000件(1月31日)、検査体制整備計画【改訂第3版】における推計能力:42,000件(5月11日時点)、最大検査数:44,047件(7月21日)
- 1日に200人を超える発熱患者からの受診希望を受ける病院があるなど、医療機関における発熱外来が極めてひっ迫。

- 今後も検査需要の増大が想定され、医療機関の発熱外来体制の更なるひっ迫が懸念。
- 重症化リスク因子を有する方や他疾患との鑑別や入院トリアージが重要な乳幼児・小児等の優先診療体制が必要。

※重症化リスク因子：65歳以上の高齢者、BMI30以上、慢性腎臓病、糖尿病、免疫抑制状態、心血管疾患、呼吸器疾患（COPD等）、透析患者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている など

今後の対応

大規模な感染拡大や発熱外来のひっ迫が継続する期間において、**診療・検査医療機関の受診対象を可能な限り重点化**
 → **医療機関の外来体制のひっ迫を最大限に抑える**とともに、**重症化リスク因子のある方等の受診機会を確保**

方針

<お盆期間を含む8月中を目途>

①

症状がない方は、診療・検査医療機関は受診せず、無料検査事業所で受検

②

20～40代の軽症者のうち、重症化リスク因子に該当する基礎疾患がない方等(※)については、できる限り
診療・検査医療機関の受診を控えていただく ※ワクチン未接種（ワクチン接種が1回のみを含む）の方を含む

府の対応

診療・検査医療機関等の外来を受診せず、
 検査・確定診断が可能となる体制を検討

陽性

治療を要する場合、オンライン診療による治療・
 薬剤処方や自宅待機SOS(相談窓口)を充実

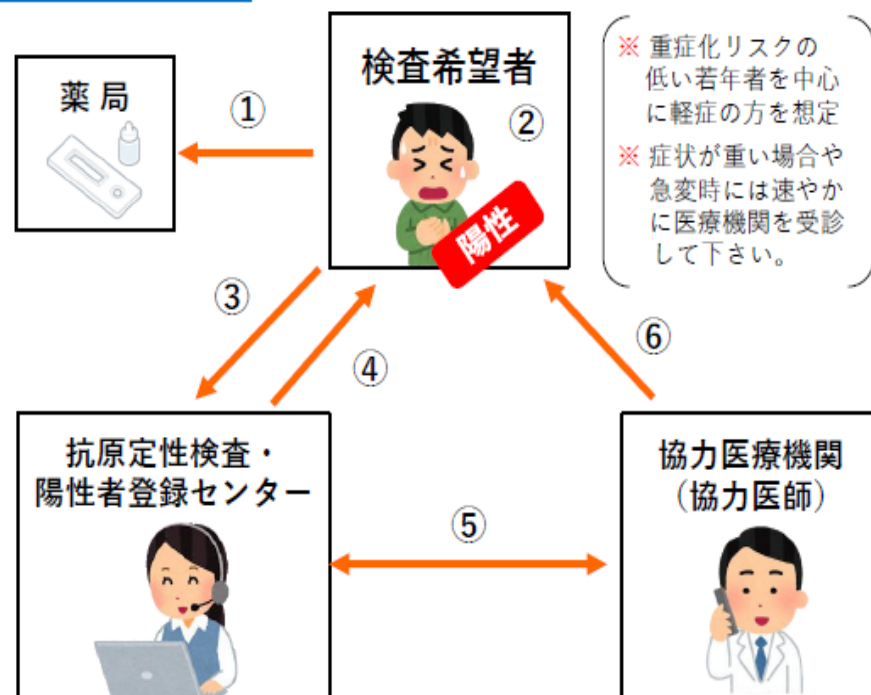
③

発熱や咳のみ等、軽症の場合は救急車の利用を控えていただく。また、陽性確定前は新型コロナ受診相談センター又は
 近隣の診療・検査医療機関に、陽性確定後、自宅療養中の場合は自宅待機SOSに相談

抗原定性検査・陽性者登録センターイメージ

検査や受診に時間を要する状況を踏まえ、症状のある方が自ら実施した医療用抗原検査キットの結果が陽性となった場合に、直接医療機関を受診せず、電話等による医師の問診・診断が受けられる体制を整備。

運用イメージ



< 申請・利用の流れ >

- ① 抗原検査キットの購入
(薬局からセンターの利用方法を案内)
- ② ご自身で抗原検査キットによる検査を実施
- ③ 電子申請システム(WEB)で申請
- ④ 申請内容の確認
- ⑤ 医師へ申請内容の共有
- ⑥ 医師によるオンライン（電話等）の問診・診断（※）

※治療や薬の処方を行うものではありません。

効果

- 各保健所又は自宅療養健康管理センターによる迅速な疫学調査や健康観察等のケアに繋げる。
- 検査体制のひっ迫による発熱外来を行う医療機関への患者の集中を防ぎ、負担軽減を図る。

医療用抗原検査キットを使用し陽性となった方へ

～ 抗原定性検査・陽性者登録センターのご案内について ～

沖縄県では、症状のある方が自ら実施した抗原検査キットの結果が陽性となった場合に、オンライン（電話等）による医師の問診が受けられる体制を整備しました。これにより、直接医療機関を受診せずに新型コロナウイルスの診断を行い、その後の速やかな健康観察等のケアに繋げることが可能となります。

【ご利用・申請の流れ】

【手順1】ご自身で抗原検査キットによる検査を実施（ご不明な点は購入薬局にお問い合わせ下さい）

※ 医療用抗原検査キットの販売薬局は、沖縄県薬剤師会HPの「お知らせ欄」よりご覧下さい。

<陽性的場合>

次の【手順2～4】に従い申請等を進めて下さい。

<陰性的場合>

あくまで検査時点の結果となります。偽陰性（誤って陰性と判定）の場合もありますので、引き続き感染症対策の徹底をお願いします。

【手順2】電子申請システム（WEB）にて申請

- 右のQRコードから「医療用抗原検査キットを使用し陽性となった方へ」のページにアクセスいただき、陽性が確認されたご本人の①基本情報（氏名、生年月日及び連絡先など）、②現在の症状、③基礎疾患の有無、④使用した検査キット種類等を選択・入力して下さい。



受付WEBサイト

- また、国が承認した医療用抗原検査キット及び検査結果が陽性であることを確認させて頂くため、⑤使用した検査キットの種類（商品名）、⑥検査の結果（判定ライン）が確認できる写真、⑦本人確認ができる身分証（運転免許証、健康保険証など）の画像を添付して下さい。



添付イメージ（製品名）



添付イメージ（判定ライン）

【申請・受付完了】

【手順3】申請内容の確認、電話問診時間の事前連絡

- センター事務局より、申請内容の確認及び電話問診の予定時刻をお知らせします。



【手順4】医師による電話問診

- 医師より、申請時にご記入頂いた連絡先にご連絡し、電話による問診を行った上で診断を行います（※本サービスは新型コロナウイルスの診断を行うもので、治療や薬の処方を行うものではありませんので、あらかじめご了承ください）。



【医師による診断後の対応について】

翌日以降、各保健所又は自宅療養健康管理センターから、疫学調査や健康観察などの各種ご案内について、SMS（ショートメッセージ）又はお電話によりお知らせします。自宅療養となった場合には、引き続き外出を控えて下さいますようご協力をお願いします。

※ 自宅での療養中に「顔色が明らかに悪い」「急に息苦しくなった」などの状態悪化の兆候を認めるときや、症状から緊急性が高いと判断される場合は迷わず救急車（119番通報）を要請してください。

沖縄県抗原定性検査・陽性者登録センター 【問合せ受付時間】10時～17時（土日・祝祭日含む）
TEL：080-6488-2381、080-6488-2382（申請者専用ダイヤル）